商品概要説明書

年金振込口座指定者向け定期貯金

(スーパー定期貯金<単利型>1年もの)

(令和6年1月4日現在)

	(令和6年1月4日現在)
商品名	・年金振込口座指定者向け定期貯金
ご利用いただける方	・個人の方で、当JAに年金振込口座を指定されている方(指定手続き中または 50歳以上の方で当JAに年金振込口座を予約された方を含む) ※年金は国民年金・厚生年金・農業者年金・各種共済組合年金・企業年金・恩 給・船員保険年金等の年金を対象とし、個人年金は対象外といたします。
期間	・定型方式 1年 ・自動継続(元金継続または元利金継続) ※自動継続後は、スーパー定期貯金<単利型>1年ものとしてお預かりします。
預入方法 (1)預入方法 (2)預入金額	・一括預入 ・お一人につき30万円以上2,000万円以下 ※新規資金に限ります。 ※複数口座に分けてお預け入れいただく場合の預入金額は、初回満期日到来前 の本定期貯金を合計して2,000万円以下となります。(自動継続後の本定期
(3)預入単位 払戻方法	貯金の預入金額は含みません。) ・1円単位 ・満期日以後に一括して払い戻します。
利息	一個別日外後に一日して近くが大しより。
(1) 適用金利	・預入時のスーパー定期貯金1年ものの店頭表示金利に年0.03%上乗せした利率を初回満期日まで適用します。 ・自動継続後は、原則として自動継続時のスーパー定期貯金1年ものの店頭表示金利を当該満期日まで適用します。(自動継続後は、年0.03%の上乗せは適用しません。)
(2)利払頻度(3)計算方法(4)税 金(5)金利情報の入手方法	 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
手数料	
付加できる特約事項	・総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.5%を上乗せした利率) ・マル優 (障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。 ・通帳レス口座サービス (通帳等の発行に代えて J A バンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス)がご利用になれます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 (1)6か月未満解約日における普通貯金利率 (2)6か月以上1年未満約定利率×50% ただし、(2)の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。
貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第 51 条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、 要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合 わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当 J A本支店・出張所または金融課(電話: $025-527-2020$)にお申し出ください。当 J Aでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、 J Aバンク相談所(電話: $03-6837-1359$)でも、苦情等を受け付けております。

	40 A A A A A A A A A A A A A A A A A A A	
	紛争解決措置	外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関
		を利用できます。上記当JA金融課またはJAバンク相談所にお
		申し出ください。
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
		新潟県弁護士会(電話:025-222-5533)
		そのほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会
		「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東
		京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお
		申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便
		利な地域で手続を進める方法もあります。
		・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ
		会議システム等により、共同して解決に当ります。
		・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移
		管します。
		なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているもの
		ではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京
		三弁護士会にお問合せください。」
その他参考となる	・取扱期間は名	↑和6年1月4日(木)から12月30日(月)までとさせていただ
事項	きます。	
	_ , ,	≧額 80 億円に達した場合は、取扱期間内であっても募集を終了さ
		、場合があります。
		、河口へのラステ。 O利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算
	します。	
⇒41 /).1.//m →) < 1PP		44 1 ° 4 × 4 T

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JAえちご上越